ケーブルライン利用規約

（ 第３版 ）

令和８年２月１日

株式会社　日本ネットワークサービス

ケーブルライン利用規約

第1条（総則）
株式会社日本ネットワークサービス（以下「当社」といいます。）は、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます。）が別に定めるIP電話サービス契約約款（以下「約款」といいます。）及びこの「ケーブルライン利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、約款で定めるIP電話サービス（以下、単に「電話サービス」といいます。）に関する端末設備の提供及び当社所定の工事（以下あわせて「本サービス」といいます。）を行います。
2　本規約の規定が約款の規定と矛盾または抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。
3　当社は、当社ホームページへの掲載等当社所定の方法であらかじめ契約者に対して変更内容を通知することにより、本規約を変更することができます。この場合、本サービスの料金及びその他提供条件は変更後の本規約によります。

第2条（用語）
本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

第3条（本サービスの内容）
本サービスの内容は、次のとおりとします。
（1）端末設備貸出サービス
当社から電話サービスの提供を受けるために必要となる端末設備をお客様（第4条に基づき本サービスの利用申込みを当社が承諾した方をいいます。以下、同様とします。）に貸与するサービス
（2）工事サービス
電話サービスの提供を受けるために必要な電話接続回線の引込み、屋内配線、終端装置の設置に係る工事及び保守等の一部を行うサービス

第4条（利用契約）
本サービスを利用しようとする方（以下「申込者」といいます。）は、約款等及び本規約を承諾のうえ、当社が別途指定する方法により本サービスの利用を当社に申し込んで下さい。
2　当社は、前項に基づく申込みがあったときは、受け付けた順番に従って承諾します。
3　当社は、前項の規定に拘らず、次の各号の何れかに該当する場合には、第1項に基づく申込みを承諾しないことがあります。
（1）申込者とソフトバンクの間において電話サービスに係る契約（以下「電話契約」といいます。）が締結されていない場合。
（2）申込みにあたり申込者が虚偽の内容を当社に申告し、またはその虞がある場合。
（3）申込者が本サービスの料金の支払いを現に怠り、またはその虞がある場合。
（4）過去に、申込者の責めに帰すべき事由により当社と申込者との間において締結していた本サービスの提供を受けるための契約（以下「利用契約」といいます。）が解除されまたは申込者に対する本サービスの提供が停止されたことがある場合。
（5）その他、本サービスの遂行上または技術上の支障を生じる虞があると当社が判断する場合。

第5条（申込みの撤回等）
申込者は、申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回を行うことができます。
2　前項の規定による申込みの撤回は、同項の文書を当社が受領したときにその効力を生じます。
3　第1項の規定により申込みの撤回を行った者は、実際に支払った工事に関する費用の還付を請求することができます。ただし、あらかじめ申込みの撤回をする意思をもって申込みを行った場合等、申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
4　前項の規定にかかわらず利用契約後、引込工事、宅内工事等を着工済み、また完了済みの場合には契約者はその工事に要した費用の全ての費用を負担するものとします。

第6条（端末設備貸出サービス）
当社は、第4条の規定に従い利用契約が成立した場合は、別紙「端末設備貸出サービスに関する契約条項」に基づき、第3条第1項第1号で定める端末設備貸出サービスをお客様に提供します。尚、端末設備の所有権は当社に帰属し、利用契約が解除された場合、お客様は直ちに端末設備を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は別に定める損害金を請求します。

第7条（工事サービス）
当社は、第4条の規定に従い利用契約が成立した場合は、本規約に基づき、必要な電話接続回線の引込み、屋内配線、終端装置・端末設備の設置に係る工事及び保守等の一部（以下「工事サービス」といいます。）を、当社所定の機器、工法等により当社または当社が指定する業者が行うものとします。

第8条（お客様の工事協力）
お客様は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内等において、当社が電話接続回線、屋内配線及び終端装置・端末設備等を設置する為に必要な場所を無償で提供して頂きます。
2　当社は、機器の設置、撤去、保守等の工事、点検等を行う為に、必要があるときは、お客様の承諾を

得てお客様が所有または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において地主、家主、管理組合その他利害関係人があるときは、お客様はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

3　お客様は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

4　お客様は当社が提供した終端装置・端末設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊しまたは線条その他の導体を接続しないこととします。契約者は故意または過失により終端装置・端末設備を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失及び修理不能による場合は、当社が別に定める料金を当社に支払うものとします。

第9条（工事費）

お客様は、当社が工事サービスの実施を完了した場合、当該工事サービスに関する料金（当社が別に定める料金をいい、以下「工事費」といいます。）を当社に支払う義務が発生します。

第10条（ソフトバンクに係る債権の譲渡等）

当社は、お客様に、その「IP電話サービス契約約款」に定めるところにより当社に譲り渡すこととされたソフトバンクの債権（以下、「電話サービス料金」といいます。）を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及びソフトバンクは、お客様への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

第11条（請求と支払等）

お客様は、工事費及び電話サービス料金を金融機関の預金口座振替による方法で、当社の定める期日迄に支払いを行うものとします。

2　前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、お客様は銀行振込または当社が定めるその他の方法で支払うことができますが、金融機関に係る振込手数料は、お客様の負担とします。

3　お客様は当社が工事費及び電話サービス料金の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。

4　お客様が、工事費及び電話サービス料金の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年利14.6%（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします。）の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第12条（電話サービスの一時中断）

お客様は電話サービスの利用の一時中断を希望する場合、事前に当社にその旨を届出書により申し出るものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様に届出書により申し出るものとします。

2　一時中断期間中においても電話サービス基本料金は発生します。

第13条（電話サービスの利用停止）

当社はお客様が次の各号のいずれかに該当する場合、6ヶ月以内で当社が定める期間、電話サービスの利用を停止することがあります。

一　請求書に指定する期日を経過しても電話サービスの月額利用料金等を支払わないとき。（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事務所以外において支払われた場合であって、当社がその事実を確認できない時を含みます。）その他当社に対する債務の履行をお客様が怠ったとき。

二　利用申込にあたって、当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。

三　約款及び本規約に違反し、その改善の要求を受けたお客様が当社の指定する期間内に当該要求に応じないとき。

四　当社の承諾を得ずに、電話サービスの提供を受けるために必要な電話接続回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

五　電気通信事業法、電気通信事業法施行規則またはその他関連法令に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備について電話サービスの提供を受けるために必要な電話接続回線との接続を廃止しないとき。

六　前各号のほか、本規約、約款に違反する行為、電話サービスに関する当社の業務の遂行もしくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与えまたは与えるおそれのある行為を行ったとき。

2　当社は、前項の規定により電話サービスの利用を停止しようとするときは、あらかじめその理由、停止期日及び期間をお客様に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3　利用停止期間中においても電話サービス基本料金は発生します。

第14条（利用契約の終了）

当社は、お客様が本規約（本規約において準用している規定を含みます。）に違反したときは、何ら事前の通知または催告を行うことなく利用契約を解除することができるものとします。

2　お客様は、利用契約を解約しようとするときは、あらかじめ、当社が別途定める方法によりそのことを当社に通知するものとします。

3　お客様とソフトバンクの電話サービスに係る契約が終

了したときは、何ら意思表示を行うことなく当然に利用契約も終了するものとします。

4　利用契約の終了に伴い、当社はお客様の電話接続回線の引込み工事に係る施工部分、屋内配線、終端装置・端末設備を撤去し、お客様は工事費を支払うとともに撤去に伴うお客様が所有もしくは占有する敷地、家屋、構造物等の回復を自己の負担にて行うものとします。

第15条（利用契約に係る契約者情報の利用）

当社は、お客様の氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所または請求書の送付先等の情報を、当社のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

第16条（協議）

お客様及び当社は、本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

附則　本規約は平成27年12月1日より適用します。
附則　本規約は令和2年3月31日より適用します。
附則　本規約は令和8年2月1日より適用します。

別紙

端末設備貸出サービスに関する契約条項

1．ケーブルライン用端末機器の貸出

（1）当社は、お客様に対し、そのお客様との間で締結している1のケーブルライン契約につき、1の当社が別途指定するケーブルライン用端末機器（種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換及びIPルーティング等の機能を有するものをいいます。以下「ケーブルライン用端末機器」といいます。）を無償で貸与します。

2．ケーブルライン用端末機器の設置及び撤去等

（1）当社は、前項に基づきお客様に貸与するケーブルライン用端末機器をお客様が指定した設置場所（但し、電話サービスの提供を受けることができる場所に限ります。）に設置し、その設置した日からお客様に対する当該ケーブルライン用端末機器の貸与が開始されるものとします。

（2）お客様は、ケーブルライン用端末機器とお客様の機器とを接続しようとするときは、その接続方法及び設定内容等について当社の指示に従うものとします。

（3）ケーブルライン用端末機器とお客様の機器との接続に必要となる物品等及びケーブルライン用端末機器を使用するにあたり必要となる電源等は、お客様の責任と費用負担で準備するものとします。

（4）当社はお客様に対して、貸与開始においてケーブルライン用端末機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、ケーブルライン用端末機器の商品性及びお客様の使用目的への適合性については一切担保しません。

3．ケーブルライン用端末機器の使用及び保管等

（1）お客様は、ケーブルライン用端末機器を善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとします。

（2）お客様は、ケーブルライン用端末機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供しまたは使用させ、ケーブルライン用端末機器を改造若しくは改変しまたはお客様が利用契約において指定した当該ケーブルライン用端末機器の設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。また、お客様は、電話サービスを利用する目的以外にケーブルライン用端末機器を使用してはならないものとします。

（3）お客様は、ケーブルライン用端末機器に故障、滅失または毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常なケーブルライン用端末機器（以下「代品」といいます。）を提供し、お客様は、故障、毀損等の生じたケーブルライン用端末機器（以下「故障品」といいます。）を当社に返却するものとします。

（4）前項の規定に拘らず、当社は、お客様の責に帰すべき事由によりケーブルライン用端末機器に故障、滅失または毀損等が生じたときは、お客様に対し、別表2「ケーブルライン用端末機器購入代金相当額」に定める額を請求できるものとします。

4．ケーブルライン用端末機器の返還等

（1）お客様は、解約等の理由でケーブルライン用端末機器の返還が必要となった場合は、その旨を速やかに当社へ連絡し、ケーブルライン用端末の返還に係る工事の依頼を行うこととします。

（2）ケーブルライン用端末機器の返還に係る工事は、当社または当社が指定する業者が行うものとします。

5．責任の範囲

（1）当社及びソフトバンク株式会社（以下「当社等」といいます。）は、当社等の責めに帰すべき事由に基づくケーブルライン用端末機器の故障、滅失または毀損等によりお客様が損害を被った場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。但し、当社等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

（2）当社等は、端末設備の修理等にあたって当社等の責めに帰すべき事由によりお客様の機器その他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。但し、当社等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

（3）前二項の場合において、当社等は、当社等の責めに帰すべからざる事由によりお客様が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。

（4）当社等は、お客様の責めに帰すべからざる事由によりケーブルライン用端末機器を全く使用することができない状態（ケーブルライン用端末機器を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社等が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。但し、当社等の故意または重大な過失により、ケーブルライン用端末機器を全く利用できない状態が生じたときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。

別表1

［工事費］

区分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
				戸建住宅	集合住宅
本サービスの利用開始	FTTHサービス既契約者	追加工事	1ケーブルライン接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
	FTTHサービス未契約者	新規工事	1 ケーブルライン接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
本サービスの解除・申込みの撤回	ケーブルライン契約者	撤去工事	1 ケーブルライン接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額

別表2

ケーブルライン用端末機器購入代金相当額

1 端末ごとに

ケーブルライン用端末機器購入代金相当額	14,300円（税抜価格13,000円）